

(様式 1)

公益通報書

極 秘

作成年月日		令和 年 月 日	
通報者氏名			
本学における 通報者の身分		☐ 役員 ☐ 教職員（部署 役職 ） ☐ 学生・生徒（学校・学部 学年 ） ☐ 派遣労働者（派遣元 ） ☐ 取引先（取引関係 社名 ） ☐ 退職者	
希望する連絡方法		・連絡方法 電話・メール・郵送・その他（ ） ・連 絡 先 自宅・（携帯）・職場・その他（ ）	
通報者連絡先			
具 体 的 内 容	①通報対象者		部署
	②通報対象事実は（生じている・生じようとしている・その他（ ））		
	(い つ)		
	(どこで)		
	(何 を)		
	(どのように)		
	※（何のために）		
	※（なぜ生じたのか）		
	公益通報と判断した合理的理由（対象となる法令等）		
	③通報対象事実を知った経緯		
④通報対象事実に対する考え			
※⑤特記事項			
証拠資料（有（書面・電子データ・その他（ ））・なし）			
受付日	令和 年 月 日	公益通報 認定	認 ・ 否

【公益通報書について】

- ・通報者が**太枠内**を記入のうえ通報窓口へ提出してください。
- ・「**※印**」以外は**必須記入事項**であり、記入がない場合には公益通報とはみなさないことがあります。ただし、万やむを得ず記入ができない事由がある場合には内部監査室へご相談ください。
- ・通報者の個人情報保護されます。また、通報者が特定されないように細心の注意が払われます。
- ・不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなされた通報であることが判明した場合、通報者は教職員就業規則その他の服務規程等又は学則に基づき処分を受けることがありますので、十分注意してください。
- ・匿名による通報は、原則として受け付けませんが、公益通報者保護法第3条第1号及び第6条第1号に定める要件を満たす通報については受け付けることができます。

※参考※

公益通報者保護法（抜粋）

（解雇の無効）

第三条 労働者である公益通報者が次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に定める公益通報をしたことを理由として前条第一項第一号に定める事業者（当該労働者を自ら使用するものに限る。第九条において同じ。）が行った解雇は、無効とする。

一 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する場合 当該役務提供先等に対する公益通報

（役員を解任された場合の損害賠償請求）

第六条 役員である公益通報者は、次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に定める公益通報をしたことを理由として第二条第一項第四号に定める事業者から解任された場合には、当該事業者に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

一 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する場合 当該役務提供先等に対する公益通報

- ・記載内容が不十分な場合や匿名による通報の場合、事実関係の調査が十分に行えない可能性があります。
- ・記入欄が不足する場合は、別紙にご記入ください（書式は任意）。

【公益通報窓口について】

学内窓口

内部監査室

電 話 : (直通) 0942(31)7837 (内線) 2046

E-mail : koueki-group@kurume-u.ac.jp

書 面 : 〒830-0011 福岡県久留米市旭町 67

学校法人久留米大学 内部監査室 公益通報窓口 宛

面 会 : 電話か電子メールによる事前の日程調整が必要です。

学外窓口

大石法律事務所

電 話 : 0942(32)2005

E-mail : info@oishi-law.com (件名に「久留米大学公益通報」と記載してください)

書 面 : 〒830-0013 福岡県久留米市櫛原町 81-10

大石法律事務所 「久留米大学通報窓口」宛

面 会 : 電話か電子メールによる事前の日程調整が必要です。